

岐阜県公報

目次

条 例

岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例
岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

(議会総務課)
(議事調査課)

一 ページ
二

号外(二) 平成二十一年三月三十日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例(条例第四六号)

一 平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間における岐阜県議会議員の議員報酬の月額を「岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例」の規定にかかわらず、次のとおりとすることとした。

- 1 議長 月額九〇万円
- 2 副議長 月額八一万円
- 3 議員 月額七五万円

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第四七号)

一 企画経済委員会の所管事項について所要の既定の整理を行うこととした。(第二条関係)

二 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(とき)
(に)
(当)
(た)
(る)

平成二十一年三月三十日

